

## 公園管理団体の設立に関する論点

### 1 霧ヶ峰における自然再生や観光活性化等の事業の推進に要する財源の確保方法

- ・ 今後、着実に実施していかなければならない事業は、少なくない経費が必要であるが、従来どおり行政の予算でまかなうのか、あるいは、他の財源も求めていくか。

### 2 行政の関与

- ・ 公園管理団体の設立により、行政の関与が弱まることなどが懸念されるか？
- ・ 霧ヶ峰における諸事業の推進に関して、行政がリーダーシップをとることが必要か。あるいは、リーダーシップが期待される事と、そうでない事があるか。
- ・ 公園管理団体の設立や運営に対しては、行政はどのような関わり方をすべきか。

### 3 霧ヶ峰自然環境保全協議会と公園管理団体との関係

- ・ 両者は車の両輪として「合意形成」と「事業推進」それぞれの役割を果たすと考えるべきかどうか。両者の適切な役割分担とは？
- ・ 協議会は、合意形成の場としての機能を担っている。このため、次世代に引き継ぐ霧ヶ峰のあるべき姿、自然再生のあり方、保全と利用の調整など、霧ヶ峰の自然環境の保全と利用に関する方針や基本的事業計画などは、協議会の場において決定し、それに基づき具体的な事業を実行するにあたっては、公園管理団体が実施主体になることが適するものについては、公園管理団体が実施するといった考え方でよいか。

### 4 公園管理団体を設立することにより懸念される点

(これまでに出された意見)

- ・ 地権者は、国定公園というくくりの中で、ある程度規制をされた活動を余儀なくされている。これ以上いろんな団体から行動に枠をはめられることは問題だなという思いもある。
- ・ 行政の霧ヶ峰に対する取組みが後退するのではないか。

## 5 草原を維持する体制

- 霧ヶ峰の草原は、時代により異なる機能を有してきた。
  - 古代から中世：猟場、馬の放牧地
  - 中世から近世：肥料としての草・家屋の屋根材としての茅（かや）の供給地  
牧草の供給地、放牧場
  - 現代：観光資源（特にビーナスライン開通後）
- 草原の機能の維持は、かつて地元住民が共同作業により担ってきた。その中心は牧野組合であった。しかし、かつてのように生産や生業と結びついた管理は不可能であり、牧野組合に維持する機能を期待することはできない。
  - このため、地域外の人々の力も借りながら維持するための仕組みとして、公園管理団体の設立意義があるのではないか。